

環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業実施方針の公表

江別市内から排出される一般廃棄物及び新篠津村から受け入れている一般廃棄物を適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、民間の創意工夫による提案を取り入れ、経費の効率化を図るため、環境クリーンセンター等の運転・維持管理を包括的に委託する、「環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業」の実施に関する方針について公表いたします。

平成18年11月15日

江別市長 小川公人

環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業

実施方針

平成18年11月

江 別 市

目 次

第1章 事業内容に関する事項	1
1 事業名	1
2 施設等の管理者	1
3 事業概要	1
4 事業内容	1
5 事業のスケジュール（予定）	2
6 法令等の遵守	2
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	3
1 事業者の募集及び選定方法	3
2 事業者の募集及び選定の手順	3
3 応募者の備えるべき参加資格要件等（第1次審査の対象等）	6
4 第2次審査及び選定に関する事項	8
第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	9
1 基本的考え方	9
2 予想されるリスクと責任分担	9
3 事業の実施状況の監視	9
4 契約保証金	9
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	10
1 本件施設の概要及び規模	10
第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	11
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	11
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	11
2 江別市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	11
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	11
4 その他	11
第7章 その他事業の実施に関し必要な事項	12
1 応募に伴う費用負担	12
2 実施方針に関する問合せ先	12

別表1 リスク分担表

第1号様式 1 実施方針に関する質問・意見書

第1章 事業内容に関する事項

1 事業名

環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業

2 施設等の管理者

江別市長 小川公人

3 事業概要

環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業（以下「本事業」という。）は、江別市及び新篠津村（平成18年4月1日より）から排出される一般廃棄物を適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、民間の創意工夫による提案を取り入れ、経費の効率化を図るため、環境クリーンセンター等の運転・維持管理等を包括的に委託するものである。

4 事業内容

本事業に応募し、選定の結果、優先交渉権者となった事業予定者（以下「事業者」という。優先交渉権者が複数の企業によって構成される場合には、本事業の実施のために優先交渉権者の出資によって設立された第2章に定める特別目的会社を含む。）が一般廃棄物を受入れ、焼却施設、破碎施設、新最終処分場、旧最終処分場、その他建築物（管理諸室、計量棟等）、その他関連設備等の運転・維持管理等を行うものとする。

上記「焼却施設」「破碎施設」及び「その他建築物・関連設備等の一部」を総称して「環境クリーンセンター」という。

（1）事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・ 平成19年10月1日から平成34年3月31日までの14年6ヶ月間

但し、江別市と事業者との協議により、事業期間を延長することができる。

（2）業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 運転管理業務

- （ア）焼却施設
- （イ）破碎施設
- （ウ）新最終処分場
- （エ）旧最終処分場
- （オ）計量棟

イ 維持管理業務

- （ア）焼却施設

- (イ) 破砕施設
- (ウ) 新最終処分場
- (エ) 旧最終処分場
- (オ) 計量棟
- (カ) その他建築物・関連設備等

エ 環境管理業務

オ 防災管理業務

カ その他関連業務

(3) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりである。

ア 江別市は、事業者が実施する本件施設の運転・維持管理業務の対価を、委託料として事業期間にわたって事業者を支払う。委託料は、固定費と変動費（一般廃棄物の搬入量に応じて変動）で構成されるものとする。

(4) 本件施設等の権利形態

事業者は、本事業を実施するために必要な範囲において、本件施設等は無償で使用できるものとする。

5 事業のスケジュール（予定）

- (1) 優先交渉権者の決定 平成19年5月中旬
- (2) 事業契約の締結 平成19年8月中旬
- (3) 運営準備期間 平成19年7月上旬から平成19年9月30日までの約3ヶ月間
- (4) 運営期間 平成19年10月1日から平成34年3月31日までの14年6ヶ月間

（運営準備期間とは、事業者の運転員等が、江別市又は江別市が指定する者から、本件施設の運転等についての教育・訓練を受ける等の方法により、事業者が本件施設の運転等の引き継ぎをするための準備期間である。運営準備に関し必要な費用は、すべて事業者の負担とする。）

6 法令等の遵守

本事業を実施するに当たっては、以下の法令等を遵守すること。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 公害関係法令
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建築基準法、消防法及び関係法令
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令
- ・ 江別市の条例及び規則、協定書
- ・ 生活環境影響調査
- ・ その他関連する法令等

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、民間事業者による本事業の趣旨及び条件を充分理解した上での自由な提案を期待して、以下に記載する方法による公募型プロポーザル方式（随意契約）により行う。第1次審査は、本募集への参加及び本事業の実施にかかる資格審査を中心とする審査であり、第2次審査は、本事業実施にかかる提案等を検討し、事業者として最も相応しいものを選定するための審査である。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者募集等のスケジュール（予定）

本事業における事業者募集等のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日付	内容
平成18年11月15日（水）	実施方針の公表
平成18年11月15日（水） ～11月28日（火）	実施方針に対する質問・意見等の受付
平成18年12月6日（水）	実施方針に対する質問・意見に対する回答
平成18年11月15日（水） ～11月28日（火）	第1次審査募集要項等の公表、配付
平成18年11月22日（水）	第1次審査募集要項等に対する説明会・現地見学会
平成18年11月15日（水） ～11月28日（火）	第1次審査募集要項等に対する質問受付
平成18年12月6日（水）	第1次審査募集要項等に関する質問回答
平成18年12月15日（金）	第1次審査書類（資格審査書類）の受付（第1次審査）
平成19年2月上旬 決定次第応募者に通知する。	資格審査結果の通知（第1次審査）
日程については、第1次審査合格者に別途通知する。 通知時期については平成19年2月上旬を予定している。	第2次審査募集要項等の配付
	第2次審査募集要項等に関する質問受付
	第2次審査募集要項等に関する質問回答
	第2次審査書類（提案書類）の受付
	第2次審査
	優先交渉権者決定・公表
平成19年5月下旬	基本協定書（覚書）の締結
平成19年6月下旬～8月中旬	事業契約の交渉・締結

(2) 応募手続き等

ア 実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

- ・ 受付期間：平成18年11月15日（水）午前9時から
平成18年11月28日（火）午後5時まで
- ・ 受付方法：質問・意見の内容を実施方針に添付する第1号様式-1を用いて簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出する。これ以外の方法（電話、口頭等）による質問は受け付けない。電子メールアドレスは実施方針に関する問合せ先（P12）を参照のこと。

イ 募集要項等の公表及び募集要項等の配布

（ア） 募集要項等の公表

第1次審査募集要項等の公表：平成18年11月15日（水） 本実施方針公表と同時

第2次審査募集要項等の公表 第1次審査合格者に別途通知する。

（イ） 募集要項等の配布

募集要項等を次のとおり配布する。また、江別市のホームページからもダウンロードすることができる。

・ 配布日時

第1次審査募集要項等の配布：平成18年11月15日（水）から

平成18年11月28日（火）まで

（土・日曜日・祝日を除く 午前9時から正午まで、
午後1時から午後5時まで）

第2次審査募集要項等の配布： 第1次審査合格者に別途通知する。

概ね平成19年2月上旬を予定

・ 配布場所

江別市生活環境部環境室（北海道江別市工栄町14番地の3、江別市環境事務所内）

・ 配布資料

第1次審査募集要項等：募集要項、様式集、及び参考資料

第2次審査募集要項等：募集要項（2）、様式集（2）、要求水準書、優先交渉権者
決定基準、基本協定書（覚書）（案）、事業契約書（案）
及び参考資料

（注）第1次審査後に募集要項に変更のある場合、募集要項（2）を配布する。

これにより、様式集（2）も変更することがある。

ウ 募集要項等の内容に関する質問の受付

募集要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

（ア） 受付日時

（イ） 第1次審査募集要項等：平成18年11月15日（水）午前9時から

平成18年11月28日（火）午後5時まで

第2次審査募集要項等： 第1次審査合格者に別途通知する。

（イ） 受付方法：質問内容を様式を用いて簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出する。これ以外の方法（電話、口頭等）による質問は受け付けない。

エ 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する説明会を次のとおり開催する。なお、参加する場合は、募集要項等配布資料を持参すること。参加者は、1社当たり4名までとする。

- ・ 日時

第1次審査募集要項等：平成18年11月22日（水）午後1時15分から

第2次審査募集要項等： 第1次審査合格者に別途通知する。

- ・ 場所

江別市生活環境部環境室(北海道江別市工栄町14番地の3、江別市環境事務所内)

オ 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。

- ・ 日時：平成18年11月22日（水） 午後3時00分から

（上記「エ」の説明会終了後引き続き行う）

- ・ 場所：江別市環境クリーンセンター 会議室集合（北海道江別市八幡122番地）

カ 募集要項等に関する質問に対する回答

募集要項等の内容に関する質問に対して、質問者に回答書を以下のとおり電子メールにより配付する。なお、同日より江別市のホームページにおいても回答書を公開する。

- ・ 回答日時

第1次審査募集要項：平成18年12月6日（水）午後2時 配信開始

第2次審査募集要項： 第1次審査合格者に別途通知する。

キ 提出書類等の受付

本事業に関する提出書類等を以下のとおり受け付ける。

提出する場所及び提案に必要な書類は、募集要項等において明記する。

- ・ 提出日時

第1次審査書類（資格審査書類）：

平成18年12月15日（金）午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

第2次審査書類（提案書類）：

第1次審査合格者に別途通知する。

なお、資格審査にあたり、江別市は応募者から資格審査書類の内容について説明を受け場を設けることができる。

ク 第1次審査（資格審査書類）結果の通知

提出された資格審査書類（参加表明書及び参加資格審査確認申請書等）により本事業の参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。なお、第1次審査にあたっては、必要に応じてヒアリングを行う予定である。

資格審査結果の通知は、平成19年2月上旬を予定している。通知日を含め具体的な日程が決定次第、応募者（複数の企業からなる場合は代表企業）に別途通知する。

ケ 第2次審査（優先交渉権者の決定）及び結果の通知

提出された第2次審査書類（提案書類）について優先交渉権者決定基準に基づき評価を行い、平成19年5月（予定）に優先交渉権者を決定し、その結果を公表する。なお、第2次審査にあたっては、必要に応じてヒアリングを行う予定である。

コ 基本協定書（覚書）の締結

江別市は、第2次審査において選定された優先交渉権者と、平成19年5月下旬（予定）を目処に基本協定書（覚書）を締結した上で、事業契約の内容等の詳細について協議を行う。

サ 事業契約の締結

江別市及び江別市と基本協定書（覚書）を締結した優先交渉権者は、上記コの協議に基づいて、平成19年8月中旬を目処に事業契約の締結をする。但し、優先交渉権者が複数の企業から構成される場合、優先交渉権者は、事業契約の締結までに会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社の形態により本事業を実施するための特別目的会社を設立するものとし、江別市は、平成19年8月中旬を目処に当該特別目的会社と事業契約を締結するものとする。

3 応募者の備えるべき参加資格要件等（第1次審査の対象等）

募集に参加するものは、以下の要件を全て満たすことを要する。

(1) 応募者の構成等

本事業を行う応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、一企業又は複数の企業で構成すること。

イ 応募者が複数企業から構成される場合は、代表企業を定めること。また、資格審査書類（応募参加表明書及び応募参加資格確認申請書等）の提出時に、応募者の構成員について明らかにすること。

ウ 応募者の構成員の変更は、原則認めない。

エ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。

オ 応募者が複数企業から構成される場合は、優先交渉権者決定後、事業契約の締結までに会社法上の株式会社の形態により本事業を実施するための特別目的会社を設立しなければならない。特別目的会社への出資の比率等は、以下の条件に従うものとする。

(ア) 代表企業を含む応募者の構成員で特別目的会社の過半数の株式を保有しなければならない。但し、構成員全員の出資は要しない。

(イ) 代表企業は必ず特別目的会社への出資を行うものとし、その出資比率は応募者の構成員中、最高でなければならない。

(ウ) 応募者の構成員以外の者も特別目的会社に出資することができる。

(エ) 特別目的会社の資本及び役員構成については、原則として制限は設けない。

その他江別市が必要と認める応募者の構成等については、募集要項等において明記する。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、次の参加資格要件を満たす構成員を含むものとする。

- ア 事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 過去5年以内において、継続して1年以上、以下に示す全ての運転管理実績を1件以上有していること。複数の企業から構成される場合は、構成員がいずれかの実績を有し、かつ、構成員全体として全ての実績を有していること。

中間処理施設の運転管理実績

- () 廃棄物を対象とした全連続燃焼式焼却施設、又は全連続燃焼式ガス化溶融施設
- () 蒸気タービン式の発電設備を有する施設
- () 廃棄物を対象とした破碎処理施設又は廃棄物を対象とした選別施設

廃棄物最終処分場の運転管理実績

- () 廃棄物を対象とした埋立処分地施設
- () 廃棄物最終処分場の浸出水処理施設

- エ 技術管理者（焼却施設、破碎施設、新最終処分場、旧最終処分場を対象とし、各施設の一般廃棄物を管理できること。）の資格を有する者を本事業の開始までに配置できること。

その他江別市が必要と認める参加資格要件については、募集要項等において明記する。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 江別市の指名停止措置を受けている者。（但し、募集要項等公表後、優先交渉権者が決定するまでの期間に指名停止措置を受けている者に限る）
- ウ 最近1年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者。
- エ 下記の法律の規定による申立て等がなされている者。
 - ・ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第107条の規定によりなお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法施行による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て又は通告がなされている者。
 - ・ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立てがなされている者。
 - ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、決定を受けた後に、江別市の入札参加資格審査を受け、かつ、更生計画が認可された場合には、更生手続開始の申立てはされなかったものとみなす。
 - ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平

成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、決定を受けた後に、江別市の入札参加資格審査を受け、かつ、再生手続きを終結した場合には、申立がなされなかったものとみなす。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 本事業に係るアドバイザー業務の受託者又は受託者と資本・人事面等において関連がある者。なお、本事業に係るアドバイザー等は次のとおりである。

- ・ (株)ドーコン
- ・ 東京青山・青木法律事務所

その他江別市が必要と認める構成員の制限については、募集要項等において明記する。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認における基準日は、平成18年10月末日とする。但し、参加資格確認から契約締結までの期間に、応募者又は応募者を構成する企業が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

(5) 審査結果

審査結果のうち、応募者数並びに第1次審査合格者名を公表する。

4 第2次審査及び選定に関する事項

(1) 環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業者選定委員会

提案書等の審査にあたっては、学識経験者、専門家及び江別市の職員で構成する環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。江別市は、選定委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定する。

(2) 第2次審査の手順及び方法

ア 提案書等審査

「優先交渉権者決定基準」に従って、選定委員会において提案書等を審査し、最優秀提案を選定する。評価は、応募者の提出した提案書等について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点合計の最も高い者を最優秀提案として選定する。

イ 審査事項

審査事項は「優先交渉権者決定基準」（後日公表）に示す。

ウ 審査結果

審査結果のうち、応募者数並びに提案者名、構成員及び評点を公表する。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における運転・維持管理の責任は、原則として事業者が負う。但し、江別市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、江別市が責任を負う。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び江別市と事業者との責任分担は、原則として別表1 に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、募集要項等で明示し、最終的には、事業契約で定める。

3 事業の実施状況の監視

江別市は、事業者が実施する本件施設の運転・維持管理について、定期的に監視を行う。監視の方法、内容等については、募集要項等で明示し、最終的には、事業契約で定める。

また、事業者の提供する本件施設の修繕及び運転・維持管理に係るサービスが十分に達せられない場合、江別市はサービスに対する支払の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

4 契約保証金

契約保証金は、19年度においては契約金額を174(運営月数)で除し、6(当該年度の月数)を乗じた額の100分の10以上の金額を事業契約締結時に徴収する。翌年度以降は、契約金額を174(運営月数)で除し、12を乗じた額の100分の10以上の金額を各年度の4月に徴収する。

ただし、優先交渉権者が保険会社との間に江別市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

また、契約保証金の納付は、現金、利付国債、金融機関等が振り出し又は支払保証をした小切手、金融機関等が保証又は裏書をした手形及び金融機関等に対する定期預金債権によるものとする。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本件施設の概要及び規模

(1) 所在地：北海道江別市八幡122番地外

(2) 施設規模及び処理方式：

焼却施設

規 模 140t/日 (70t/日 (24時間) × 2系)
 処理方式 ガス化溶解方式 (キルン式)

破碎施設

規 模 35t/日 (5時間)
 処理設備 破碎・選別・圧縮

新最終処分場

埋立面積 34,000 m²
 埋立容量 78,000 m³
 浸出水処理施設規模 85 m³/日
 埋立期間 平成16年4月～平成31年3月 (15年間、予定)

旧最終処分場

埋立面積 69,350 m²
 埋立容量 463,460 m³
 浸出水処理施設規模 60 m³/日
 埋立期間 昭和63年4月～平成16年9月 (16年間6ヶ月、埋立終了)

その他建築物・関連設備等

建築物 管理諸室、計量棟、資材庫、洗車棟、浸出水処理施設、排水処理場、
 管理事務所等

関連設備等 建築物に設ける電気設備、通信設備、給排水設備・合併浄化槽、
 空調設備、防災・消防設備、ガス設備、井戸設備エレベータ等の建築
 設備のほか、駐車場、構内道路、植栽、スラグストックヤード等の外
 構、その他煙突、避雷針等

(3) 受入対象廃棄物：

・江別市及び新篠津村 (平成18年4月1日より) から排出される一般廃棄物 (燃やせるごみ、燃やせないごみ)

(4) 竣工年次：環境クリーンセンター (注) 平成14年11月

：新最終処分場 平成16年3月

：旧最終処分場 昭和63年3月

(注) 上記「焼却施設」「破碎施設」及び「その他建築物・関連設備等の一部」を総称して「環境クリーンセンター」という。

第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、江別市と事業者は、誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行となった場合又はその懸念が生じた場合、江別市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、江別市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、江別市は事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により江別市が事業契約を解除した場合、事業者は、江別市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 江別市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 江別市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、江別市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他江別市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、江別市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面による通知をすることにより、江別市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7章 その他事業の実施に関し必要な事項

1 応募に伴う費用負担

提案書等作成など応募に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

2 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、以下のとおりとする。

江別市生活環境部環境室

担当者 吉岡

〒067-0051 北海道江別市工業町14番地の3 江別市環境事務所内

電話 011-383-4196 ファックス 011-382-7240

電子メール seiso-haikibutsu@city.ebetsu.lg.jp

別表1

リスク分担表

段階	リスク	リスクの内容		リスクに対する責任負担 ：主負担、：一部負担	
				江別市	事業者
共通	法令変更リスク (税制度含)	1	本事業に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの		
		2	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		
	許認可リスク	3	江別市が取得すべき許認可の遅延に関するもの		
		4	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		
	住民対応リスク	5	本件施設の運営・維持管理自体に関する住民運動等に関するもの		
		6	本件施設の運営・維持管理方法に関する住民運動等に関するもの		
	事業の中止・遅延に関するリスク	7	江別市の指示等によるもの		
		8	江別市の債務不履行によるもの		
		9	事業者が行う運営・維持管理に必要な許認可などの遅延によるもの		
		10	事業者の責による事業の中止及び事業者の事業放棄、破綻によるもの		
	物価変更リスク	11	運営・維持管理事業開始後の一定の範囲を超えるインフレ・デフレ		(一定範囲内の物価変動には対応)
	不可抗力リスク	12	天災・暴動等による事業変更・中止等が生じるリスク		
	募集要項等変更リスク	13	募集要項、要求水準書、その他江別市が提示した図面、履歴データ等の変更・不備など		
	応募リスク	14	応募費用の負担に関するもの		
	契約締結リスク	15	事業者の責めに帰すべき事由により事業契約が締結できないリスク		
		16	江別市の責めに帰すべき事由により事業契約が締結できないリスク		
		17	上記以外の事由により事業契約が締結できないリスク		
	資金調達リスク	18	必要な民間資金の調達に関するリスク		
運転管理、維持管理	運営費上昇リスク	19	江別市の責による事業内容の変更等に起因する運営費の増大		
		20	事業者の責による運営費用の増大		
	運転指導リスク	21	引継ぎ期間において、運転指導の不備等により、事業者が適正な運転を行えない		
	施設性能確保リスク	22	本事業開始時の施設の性能の未達		
		23	要求水準不適合(設計施工の瑕疵を除く。)		
	受入廃棄物の量・性状の変動リスク	24	受入廃棄物の量・性状に起因するもの		

	第三者賠償リスク	25	運営・維持管理において第三者に損害を与えるリスク		
	事故の発生リスク	26	運営・維持管理での事故の発生		
	環境保全リスク	27	運営・維持管理に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等		
事業終了後	施設の性能確保リスク	28	事業終了（引渡し）時における施設の性能確保に関するもの		

(第1号様式-1)

実施方針に関する質問・意見書

環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業に関する実施方針について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	
総質問数		問

No	資料名	頁	項目	質問・意見等
1	(記載例) 実施方針	3	(記載例) 第2章, 2, (1) 事業者募集等の スケジュール	
2				
3				
4				
5				
6				

- 1 質問・意見は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出する。江別市生活環境部環境室 担当者 吉岡 seiso-haikibutsu@city.ebetsu.lg.jp
これ以外の方法(電話、口頭等)による質問は受け付けない。
- 2 質問数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No」欄及び「頁」欄は、半角数字で記入すること。